○埼玉県警察情報管理システムによる安全運転管理者業務実施要領

平成21年３月27日

交企第２４４号

警察本部長

各部長、各局長・各参事官、各所属長宛て

埼玉県警察情報管理システムによる安全運転管理者業務実施要領の制定について（通達）

安全運転管理者及び副安全運転管理者に関する情報を一元化し、更なる安全運転管理者制度の基盤の充実を図るとともに、効果的な交通事故防止対策の策定に資するため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成21年４月１日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

別添

埼玉県警察情報管理システムによる安全運転管理者業務実施要領

第１　趣旨

この要領は、埼玉県警察情報管理システムによる安全運転管理者業務（以下「安全運転管理者業務」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　基本ファイル

総務部情報管理課に、安全運転管理者業務に関する次の基本台帳を置くものとする。

名称	内容
安全運転管理者ファイル	安全運転管理者及び副安全運転管理者に関する届出に基づき作成される基本台帳

第３　取扱責任者等の指定

１　取扱責任者

(1)　交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）は、交通部交通総務課課長補佐（分析・教育・管理）を本部取扱責任者に指定するものとする。

(2)　警察署長は、交通課長を警察署取扱責任者に指定するものとする。

(3)　本取扱責任者及び警察署取扱責任者は、安全運転管理者業務の運用に関し、２(1)の登録事務担当者に対する指導及び助言を行い、適正な管理運用に努めること。

２　登録事務担当者

(1)　交通総務課長及び警察署長（以下「交通総務課長等」という。）は、所属の職員のうちから登録事務担当者を指定するものとする。

(2)　登録事務担当者は、第５の表に掲げる登録種別及び内容に従い、自所属の端末装置により登録すること。

一部改正〔平成24年第771号、30年第792号、令和５年第598号〕

第４　登録事由

交通総務課長等は、次に掲げる場合に、登録を行うものとする。

(1)　道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の３第５項に規定する安全運転管理者又は副安全運転管理者の選任又は解任の届出

(2)　埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第２号）第11条第４項に規

定する変更の届出

(3)　道路交通法第74条の３第９項に規定する講習の開催

一部改正〔平成30年務792号、令和４年第976号〕

第５　登録の種別及び内容

登録の種別及び内容は、次表のとおりとする。

登録種別	登録内容
安全運転管理者等新規選任事業所登録	事業所コード（自動付与）、索引、届出年月日、事業所名称、代表者氏名、所在地、郵便番号、電話番号、業種別コード、自動車台数、運転者数
安全運転管理者等新規登録	事業所コード、免許番号、氏名のふりがな、氏名、生年月日、選任日、職務上の地位、経験、変更理由
安全運転管理者等選任事業所変更登録	届出のあった変更事項
安全運転管理者等変更登録	届出のあった変更事項
安全運転管理者等選任事業所解任登録	解任した旨
安全運転管理者等解任登録	解任した旨
安全運転管理者等講習受講者登録	受講日、事業所コード、受講者氏名、事業所名称、所在地、自動車台数、運転者数

一部改正〔令和７年第865号〕

第６　帳票の出力

交通総務課長は、道路交通法第108条の２第１項第１号に規定する講習を実施するため次の帳票を出力することができるものとする。

(1)　安全運転管理者等講習通知書

(2)　安全運転管理者等講習通知書発送簿

一部改正〔平成30年第792号〕

第７　照会

交通総務課長等は、登録事務担当者をして次表の照会項目により照会を行うことができる。

照会の種類	照会項目
事業所照会	事業所名称、安全運転管理者等氏名、安全運転管理者等氏名のふりがな、事業所コード、管轄警察署

一部改正〔平成30年第792号〕

実施日

この通達は、平成21年４月１日から実施する。

実施日　（平成24年３月28日務第771号）

この通達は、平成24年４月１日から実施する。

実施日　（平成30年３月28日務第792号）

この通達は、平成30年４月１日から実施する。

実施日　（令和４年９月30日交指第976号）

この通達は、令和４年10月１日から実施する。

実施日　（令和５年３月15日務第598号）

この通達は、令和５年４月１日から実施する。

実施日　（令和７年12月５日交総第865号）

この通達は、令和７年12月15日から実施する。